令和7年度事業計画書

国内外とも社会経済情勢の変化が激しい中、我が国においては、経済は緩やかな回復を続けてきているが、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りしないよう、全ての世代の現在及び将来にわたる賃金・所得の増加を最重要課題とし、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするため、最低賃金の引上げ、価格転嫁等の取引適正化、人手不足に対応する省力化・デジタル化投資の促進等の各種対策が講じられている。

このような中で、製パン業界においても、諸情勢の変化に的確に対応していく必要があるが、課題としては、まず、原材料・エネルギー価格及び人件費・物流費の継続的な上昇等を踏まえ、昨年10月末以降、多くの会員企業で発表した本年初めからの価格改定の着実な実施が挙げられる。また、消費者の節約志向が続く中で、ニーズを的確に捉え、製品の品質向上、値頃感ある下支え製品も含めた隙間のないラインナップ等により、しっかりと対応していく必要がある。

次に、人手不足が深刻化する中で、やりがいがあり労働安全に配慮した仕事環境の整備、幅広い人材の確保、製造面での効率化等の工夫を図っていくことや、物流2024年問題に対応して発荷主・着荷主双方の立場からの適切な対応も求められる。

加えて、種々検討が行われている食品表示への適切な対応、食品ロスやプラスチック使用量の削減・低炭素社会実現等 SDGs の取組、原材料の安定的確保と国内農業との連携、パンの消費が近年伸び悩んでいる中でのパン食の普及・PR等製パン業界を取り巻く諸課題にも継続して取り組んでいく必要がある。さらに、不幸にして災害が発生した際には、主食等を提供する食品業界としての社会的責任を果たすため、食料支援の活動に業界挙げて取り組む。

当会は、創立62年目を迎えるが、令和7年度においても、関連団体・業界等と緊密に 連携しつつ、会員が一致協力して諸課題に適切に対応し、持続的に発展していけるよう、 最大限の努力を行うこととし、下記の取組を積極的に実施していく。

1 主原料及び原材料対策の推進

- (1) 主原料である小麦について、政府売渡価格制度の適切な運用、内外価格差の是正を引き続き求める。
- (2) また、パンの製造に必要不可欠な小麦、バター、鶏卵、小豆等の原材料の安定的確保のため、これらの需給等に係る情報収集等に努め必要な対応を行うとともに、国産品の利用促進のための各種取組も行う。また、雑豆共同購入の事務局として、雑豆輸入制度の適切な運用に貢献していく。

2 食品の安全性確保、品質管理に関する対策等の推進

製パン業界として、食の安全・安心の確保を図るため、これらに係る施策等の適切な情報の提供、意見交換等を行うとともに、各社において衛生管理の強化に自主的に取り組む。

3 食品表示の適切な推進

今後とも、消費者に誤認を与えることなく、消費者の自主的・合理的な商品選択に 資するよう、食品表示基準等表示に係る法令、自主基準の遵守を徹底するとともに、 パン類の個別表示ルール等様々なルールに係る改正や、デジタルツールの活用及び包 装前面栄養表示等についての検討状況等を踏まえつつ、必要な対応を図る。

4 適正な取引の推進

農林水産省の「食品製造業者・小売事業者間の適正取引推進ガイドライン」等を活用しつつ、引き続き、関連法令への適切な対応等を通じ、製パン業界のあるべき姿の 実現を目指して努力していく。

5 物流対策の推進

物流2024問題に対応し、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」 等を踏まえた発荷主・着荷主両面での取組改善に関する情報の提供、共有、意見の集約 を行う。

6 災害時等緊急時の対応と体制整備

阪神・淡路大震災、東日本大震災及び令和6年能登半島地震等近年頻発している大 災害時の経験を踏まえ、緊急事態発生時に必要な対応を行うとともに、危機管理対応体 制の整備・強化を図る。

7 環境問題への対応

- (1) 環境問題の解決に向けて様々な対策が進められる中、プラスチック使用量や食品ロスの削減、省エネルギー・脱炭素対策に関する情報の共有・提供、当会の自主行動計画のフォローアップ、関係機関への意見提出等適切な対応を行う。
- (2) 特に、プラスチック容器包装リサイクル制度に関しては、容器包装と製品プラスチックの一体的回収、リデュースや再生材使用等の取組の更なる推進が行われることとなるが、食品産業センター及びプラスチック容器包装リサイクル推進協議会と連携し、製パン業界として不合理な負担が増えること等がないよう、活動を継続的に行う。
- (3) また、食品ロス削減に関しては、主な取組である発注リードタイムの適正化に向けて、関係団体の研究会に参画する等の対応を行う。

8 製パン業の業務継続、経営基盤に係る諸課題への対応

- (1) 国民にとって必要不可欠なパン製品の安定供給という使命を達成するため、各会員において各種感染症の感染予防対策を引き続き徹底して実施できるよう、行政機関等からの関連情報提供の充実に努めていくとともに、必要に応じ諸要請を行う。
- (2) また、新たな外国人労働者制度が予定されている中で外国人を含む人材の確保、労務・安全対策等も含めて製パン業の経営基盤に関連する諸課題に適切に対応する。

9 パン食の普及啓発及び消費拡大

- (1) パン食普及協議会を中心とした、各地の広報・PR活動支援、ホームページ等を通じた情報発信の充実、国産小豆の利活用のための事業実施等を通じて、パン食の普及 啓発事業を推進する。
- (2) 学校パン給食推進協議会を中心とした、各地の学校パン給食に係る活動や諸課題解決のための取組を支援する。
- (3) 消費者との対話や問い合わせ・苦情処理及び広報活動を行う。

10 各種会議等の開催やWebの積極的活用

(1)上記の諸課題に対して適切に対応するため、定例会議、科学技術委員会、物流改善等委員会、労務研究会等を引き続き定期的に開催し、一層の情報提供や意見交換を 行うとともに、活用しやすい資料の配布に努める。

また、必要に応じて、関係者間の会合、行政機関・団体関係者等による説明会を開催する。

(2) 各種会議や意見交換・説明会については、対面方式とともに、業務効率化等を踏まえ、Webの積極的な活用を図る。

11 関係行政機関及び関連団体との連携等の強化

製パン業界を巡る様々な課題に関しての必要な対策の検討や要請を行うとともに、 製パン業の一層の発展・社会的地位の向上や当会組織の強化・拡充を図るため、関係 行政機関及び食品・小麦粉等関連団体との連携や意見交換等の活動を積極的に行う。 また、パン産業振興議員連盟とも引き続き連携する。さらに、会員間あるいは関連業 界との交流・親睦のための活動を行う。